

関節リウマチの患者さまと家族の皆さまへ

# 医療・福祉制度ガイドブック

(平成27年4月改訂)



自分にあつた制度を活用して、  
快適な療養生活を送りましょう。

- 1 各種保険制度及び医療費控除
- 2 難病医療費助成制度
- 3 障害のある方の福祉
- 4 介護保険制度
- 5 関節リウマチ患者さまが受けられる医療・福祉・介護サービスのケーススタディー

## はじめに

関節リウマチの治療は長期にわたることから医療や福祉の面においてさまざまな公的支援があります。こうしたサービスは患者の皆さまご自身で申請を行わない限り、受けることができないものがほとんどです。

この冊子では関節リウマチ患者の皆さまへの医療や福祉などに関する公的支援についての概要を幅広くご紹介します。患者の皆さまが公的支援を上手に利用されることにより、療養生活の負担を軽くし、少しでも快適な毎日を過ごしていただくことを願っています。



## 医療費負担について

医療費にかかわる公的支援に関しては医療保険制度や後期高齢者医療制度によるもの、「身体障害者手帳」の交付による医療費助成制度、悪性関節リウマチを対象とした「難病医療費助成制度」などがあります。

身体の状態によって補助の内容が異なるものもありますので、ご自身の状態を把握した上で選択することが重要です。

## 各種保険制度及び医療費控除

医療費に関わる各種制度のうち、主な内容をご紹介します。

### 医療費が高額になった場合の自己負担限度額について

同じ病院や診療所で支払った1ヶ月の医療費自己負担額(外来診療、入院診療ごとにそれぞれ計算)が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えて支払った自己負担分を「高額療養費」として払い戻しを受けることができます。一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に保険者(保険証の発行元)へ手続きを行い「限度額適用認定証」などの交付を受け、医療機関に提示することが必要です。

- ※ 歯科診療は別計算。入院時に支払う食事代や差額ベッド代などは対象外となります。
- ※ 事前に手続きができなかった場合、高額療養費の払い戻しを受けるには、申請を行う必要があります。
- ※ 健康保険組合、共済組合などでは、次項①、②の自己負担限度額より更に低額な限度額を独自に決めている場合があります。

### 1 70歳未満の方

#### ● 自己負担限度額表(月額)

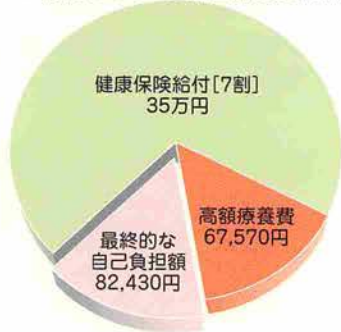
所得区分	自己負担限度額	多数回該当
区分ア 国民健康保険:年間所得901万円超 被用者保険:標準報酬月額83万円以上	252,600円+(1ヶ月の医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
区分イ 国民健康保険:年間所得600万円超901万円以下 被用者保険:標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円+(1ヶ月の医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ 国民健康保険:年間所得210万円超600万円以下 被用者保険:標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円+(1ヶ月の医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
区分エ 国民健康保険:年間所得210万円以下 被用者保険:標準報酬月額28万円未満	57,600円	44,400円
区分オ 住民税非課税	35,400円	24,600円

- ※ 多数回該当は過去12ヶ月間に高額療養費の支給回数が4回以上になった場合の4回目からの限度額です。
- ※ 年間所得とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)
- ※ 同一月に21,000円以上の窓口負担が世帯で2件以上あった場合、それぞれの自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合にも同様に払い戻しを受けることができます。但し、70歳以上の方がおられる世帯では計算方法が異なります。
- ※ 外来・入院に関わらず、事前に保険者(保険証の発行元)へ申請し「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することによって、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができます。また、事前に交付を受けていない場合は窓口負担を支払い、後日、申請を行うことによって自己負担限度額を超えた分についての払い戻しを受けることができます。

## 例) 外来の場合の一般的なケース(70歳未満の標準報酬月額30万円)

### A. 「限度額適用認定証」を提示した場合

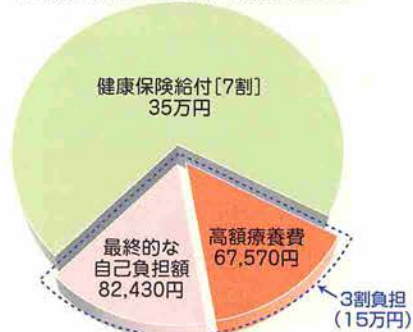
1ヶ月間でかかった総医療費50万円



事前に保険者(保険証の発行元)へ手続きを行い「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示した場合、自己負担限度額(「最終的な自己負担額82,430円」)の支払いとなります。

### B. 「限度額適用認定証」がない場合

1ヶ月間でかかった総医療費50万円



事前に手続きを行うことができず「限度額適用認定証」の交付が間に合わなかった場合は、一度窓口で「医療費の3割(15万円)」を支払い、後日、申請することにより「高額療養費(67,570円)」が払い戻されます。

同一月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として給付されます。

$$\text{最終的な自己負担額} = 80,100\text{円} + (500,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = \underline{82,430\text{円}}$$

$$\text{高額療養費} = 150,000\text{円} - \underline{82,430\text{円}} = 67,570\text{円}$$

### 手続き

詳しくは、国民健康保険の場合は市区町村の国保または国保組合の窓口へ、被用者保険の場合は各事業所(あるいは全国健康保険協会都道府県支部)の窓口へお問い合わせください。

## 2 70歳以上の方

### ●自己負担限度額表(月額)

所得区分	自己負担	自己負担限度額(世帯単位)		多数回該当
		外来(個人単位)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ (1ヶ月の医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
一般		12,000円	44,400円	
低所得者II(住民税非課税世帯)	1割 (75歳以上)		24,600円	
	2割 (70~74歳)	8,000円		
低所得者I(年金収入80万円以下など)			15,000円	

※現役並み所得者

被用者保険：標準報酬月額が28万円以上の被保険者及びその被扶養者

国民健康保険：同一世帯の70歳以上の国民健康保険加入者の中に、課税所得が145万円以上の人がいる世帯の人。但し、70歳以上の国民健康保険被保険者の前年の収入合計が、一定額未満(単身世帯の場合：年収383万円未満、2人以上世帯の場合：年収520万円未満)の場合、国保担当窓口への申請により「一般」区分と同様になります。

※多数回該当は過去12ヶ月間に高額療養費の支給回数が4回以上になった場合の4回目からの限度額です。

※現役並み所得者と一般の方は、「高齢受給者証」(70~74歳)または「被保険者証」(75歳以上)を医療機関に提示することで、自己負担限度額までの支払いとなりますので、手続きを行う必要がありません。低所得者の方は、事前に保険者(保険証の発行元)への手続きが必要です。

※世帯単位で、入院と外来が複数あった場合は合計し負担限度額(世帯単位)を超えた場合、申請することにより超えた分の払い戻しを受けることができます。

※自己負担割合は、平成26年4月2日以降に誕生日を迎え70歳に達する被保険者等について、誕生月の翌月以降(1日が誕生日の場合は当月)の診療分から2割となり、平成26年4月1日以前の誕生日で70歳に達した被保険者等は、引き続き軽減特例措置の対象とし1割に据え置きとなります。

### 手続き

国民健康保険の場合は市区町村の国保または国保組合の窓口へ、被用者保険の場合は各事業所(あるいは全国健康保険協会都道府県支部)の窓口へお問い合わせください。



### 3 高額介護合算療養費制度

高額介護合算療養費制度とは、1年間で医療と介護の両方の負担が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に、更にそれらを合算して年額で高額介護合算療養費制度の下記限度額を超えた場合、その超えた額(500円以上)が申請により支給されることになります。

#### ●合算する場合の限度額(年額)

所得区分		平成26年8月～平成27年7月			平成27年8月以降		
		後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳～74歳がいる世帯)	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満がいる世帯)	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳～74歳がいる世帯)	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満がいる世帯)
70歳未満	70歳以上						
区分ア				176万円			212万円
区分イ	現役並み所得者	67万円	67万円	135万円	67万円	67万円	141万円
区分ウ				67万円			67万円
区分エ	一般	56万円	56万円	63万円	56万円	56万円	60万円
区分オ	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円	31万円	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ	19万円	19万円		19万円	19万円	

※年間の自己負担限度額合算期間:8月1日から翌年7月31日

※70歳以上の方はすべての自己負担額を合算できますが、70歳未満の方の医療費は1ヶ月21,000円以上の自己負担額のみが合算の対象となります。

※所得区分については1ページ「1 各種保険制度及び医療費控除」内、①70歳未満の方及び②70歳以上の方の自己負担限度額表(月額)をご参照ください。

手続き

詳しくは、国民健康保険の場合は、市区町村の国保または国保組合の窓口へ、被用者保険の場合は各事業所(あるいは全国健康保険協会都道府県支部)の窓口へお問い合わせください。

### 4 高額医療費貸付制度

医療費が高額になり、自己負担の支払いが困難になった場合、高額療養費として支給される見込み額の約8割～9割を保険者(国民健康保険、各種被用者保険など)が無利子で貸し付け、支給される高額療養費で精算する制度です。

高額療養費分についてはその支払いが困難な時に、国民健康保険では医療機関に直接支払う制度もあります。但し、対象となる方の条件などがあります。

手続き

詳しくは、国民健康保険の場合は、市区町村の国保または国保組合の窓口へ、被用者保険の場合は各事業所(あるいは全国健康保険協会都道府県支部)の窓口へお問い合わせください。

### 5 医療費控除(確定申告)

本人や生計をともにしているご家族が支払った1年間(1月1日～12月31日)の医療費の負担額合計が10万円<sup>※</sup>を超えたとき、確定申告によって所得税の一部が還付されます。但し、申告額は200万円が限度です。

注)その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

※届け出の期間は通常翌年の2月16日から3月15日までです(年により異なる場合もあります)。

手続き

各税務署にお問い合わせください。



### 6 傷病手当金

病気になる前に被用者保険などに加入しており、病気などで休業中に事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。期限は最長1年6ヶ月で、支払いの要件は病気などの療養のために仕事を連続して3日間以上休んでいることなどです。

※給付金額は各健康保険組合または共済組合によって異なります。

手続き

全国健康保険協会都道府県支部または所属の健康保険組合、共済組合にお問い合わせください。



## 2 難病医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費助成の対象疾病を指定難病として、現在、悪性関節リウマチを含む110疾患(平成27年7月より306疾患に拡大)が指定されています。指定難病に該当し一定の基準を満たしているとして認定されると認定された疾病に係る医療費の自己負担の一部、または全額が公費で助成されます。月額自己負担は、所得に応じて定められた下記一覧表の限度額までとなり、受診した複数の指定医療機関での自己負担をすべて合計して適用されます。

医療費の助成を受けるには、所定の手続きを行い、「特定医療費(指定難病)受給者証」の交付を受けることが必要です。

- ※所得の把握単位は、住民票上の世帯ではなく、同じ医療保険に加入している人を1つの「世帯」と考えます(医療保険上の世帯)。
- ※医療費の助成は、都道府県知事から指定された指定医療機関(病院、診療所、薬局など)での受診に限られます。
- ※「悪性関節リウマチ」と診断され、所定の手続きを行い認定された患者さまのみ対象となります。一般の「関節リウマチ」の患者さまは、「難病医療費助成制度」による医療費の助成を受けることはできません。

### ●自己負担限度額表(月額)

階層区分	階層区分の基準 ( ( )内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)		患者負担割合：2割					
			自己負担上限額(外来+入院)					
			原則			既認定者(経過措置3年間)		
			一般	高額かつ長期 (※)	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500円	2,500円		2,500円	2,500円	
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000円	5,000円		5,000円		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000円	5,000円	1,000円	5,000円		1,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000円	10,000円		10,000円	5,000円	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000円	20,000円		20,000円		
入院時の食費			全額自己負担			1/2自己負担		

- ※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方です。平成27年1月1日施行  
(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。  
〈備考〉医療保険上の世帯内に複数の患者さまがいる場合、負担が増えないよう、世帯内の対象の患者さまの人数を勘案して負担上限額を按分します。

### 高額な医療を継続することが必要な軽症者について

助成の対象は症状の程度が一定以上の方ですが、軽症者であっても「高額な医療を継続すること」※が必要な方については、医療費助成の対象となります。

- ※「高額な医療を継続すること」とは、対象となる疾病に係る月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合(例えば医療保険の3割負担の場合、医療費の自己負担が1万円以上の月が年間3回以上)です。

## ●「特定医療費（指定難病）受給者証」申請の手続き

- 1 最寄りの保健所の窓口で、特定医療費（指定難病）支給認定申請書（以下「申請書」）と臨床調査個人票の用紙をもらいます。



2



指定医<sup>注)</sup>のいる医療機関へ臨床調査個人票を持参し、指定医に書いてもらいます。

注) 都道府県知事が指定した「指定医（難病指定医）」  
注) 更新申請時には難病指定医以外に協力難病指定医でも作成することができます。  
※書類名称及び入手経路は、各都道府県で異なります。

3

保健所でもらった申請書（必要事項は自分で記入します）と臨床調査個人票、住民票、保険証の写し、同意書、印鑑、市町村民税（非課税証明書等を準備します。

※必要書類は、必ず保健所で確認してください。



4



上記の必要書類を保健所の窓口へ提出します。

5

申請すると審査が行われ、認定されると「特定医療費（指定難病）受給者証」と必要に応じ「自己負担上限額管理票」が送られてきます。

※書類名称及び入手経路は、各都道府県で異なります。



※「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期間は1年間であり、有効期間終了以降も「特定医療費（指定難病）受給者証」が必要な場合、更新申請の手続きが必要です。

## 3 障害のある方の福祉

### 身体障害者手帳などの利用による各種サービス

障害のある方の福祉には、お住まいの都道府県知事などから「身体障害者手帳」の交付を受けられた方が利用できる福祉制度があります。

交付を受けていると各種の援助や制度を利用することができます。

公的援助サービスは、各地域の自治体により条件や内容が異なりますので、ここではその一例をご紹介します。給付を受ける対象、障害程度等級及び内容については各都道府県によって異なります。また、それぞれの自治体によって独自のサービスがある場合や未実施の場合もありますのでご注意ください。

#### ●「身体障害者手帳」交付申請の手続き



1 市区町村役場または福祉事務所で、申請書と身体障害者診断書・意見書などの用紙をもらいます。

2 お住まいの都道府県知事などが指定した医師の診察を受け、身体障害者診断書・意見書を書いてもらいます。  
(診察にあたっては、あらかじめ予約してから受診するようにしましょう)



5 申請すると都道府県の福祉窓口で審査が行われ、認定されると1~2ヶ月後に身体障害者手帳が交付されます。



3 市区町村役場などでもらった申請書(必要事項は自分で記入します)と医師の診断書・意見書、本人の写真1枚、印鑑を準備します。

(写真は縦4cm×横3cm、上半身のみで原則として1年以内に撮影されたもの)



4 上記の必要書類を市区町村役場の窓口へ提出します。

※申請の手続き及び必要書類は、各都道府県により異なる場合があります。

## 1 重度心身障害者医療費助成制度 身体障害者手帳1～2級

病院などで受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担の一部について、助成を受けることができます。

- ※助成を受けるには、申請手続きを行い、受給者証の交付を受ける必要があります。
- ※助成を受ける対象、金額については各自治体により異なります。
- ※自治体によっては、3級から対象となるところもあります。
- ※平成27年1月1日以降、65歳以上で新たに手帳が交付された方は、助成の対象外となります。



**手続き** ▶ 各市区町村役場にお問い合わせください。

## 2 障害者総合支援法（障害福祉サービスなど）

障害者総合支援法は、障害のある方の自立した日常生活及び社会生活の総合的な支援をするための法律です。障害者（児）の定義に難病等\*が追加され、身体障害者手帳の取得はできないが一定の障害がある難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっています。

障害者総合支援法による総合的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されており、障害の軽減などを目的とした医療を給付する「自立支援医療（更正医療）」、自宅へ入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護（ホームヘルプ）」、自立した日常生活ができるよう、生活能力の向上のための訓練を行う「自立訓練」、短期間、夜間も含めて施設で介護を行う「短期入所」、「日常生活用具の給付」など、さまざまなサービスが利用できます。

※平成27年4月現在151疾病で、関節リウマチは対象疾患です。

### ● サービス利用にあたって

サービスを利用する際には、調査を受ける必要があります。調査は心身の状態を総合的に判断するため「移動や動作」「身の回りの世話や日常生活等」「意思疎通等」「行動障害」「特別な医療」等に関連する項目について行います。

介護給付のサービスを利用する際には調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案し審査判定する障害支援区分（障害のある方に必要とされる標準的な支援の度合いを表す区分で6段階（区分1～6）に分かれています。）の認定が必要です。

**手続き** ▶ 各市区町村役場にお問い合わせください。

### 利用できるサービス

- ※給付を受ける対象、内容については各自治体により異なります。
- ※介護保険の給付を受けることができる場合は、介護保険が優先されます。
- ※利用者負担は1割の定率負担となりますが、負担額が増えすぎないように、所得に応じて負担上限月額が設定されています。また、施設の食費、光熱水費は実費負担となりますが、低所得者に対しては補正給付が行われます。
- ※難病以外の身体に障害のある方は身体障害者手帳が必要です。

## 自立支援給付

障害のある方の地域での自立した生活を支援するために、利用する方の状態、ニーズに応じて個々に給付されるサービスです。主に在宅で訪問により受けるサービスや施設への通所や入所により受けるサービス、また自立促進のための就労支援などがあります。

### 1 自立支援医療（更生医療）の給付 身体障害者手帳1～6級

障害の軽減や除去、機能回復を目的とした医療を必要とする場合は、自立支援医療（更生医療）の給付を受けることができます。

（例）人工関節置換術、形成術など

但し、更生相談所の判定を要し、指定医療機関で治療を受ける必要があります。

- ※原則として医療費の1割が自己負担となります。但し世帯の所得水準や疾病等に応じて、負担上限額が設定されています。
- ※入院時の食事については原則自己負担となります。

## ② 介護給付

日常生活上、継続的に必要な支援です。

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度訪問介護
- 療養介護
- 同行援護
- 生活介護
- 行動援護
- 障害者支援施設での
- 重度障害者等包括支援
- 夜間ケア等（施設入所支援）



## ③ 訓練等給付

地域で自立した生活を行うために必要な機能や知識、技術などを身につける訓練的支援です。

- 自立訓練
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）
- 就労移行支援
- 共同生活援助（グループホーム）



## ④ 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

- 地域相談支援

施設や病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、地域移行に向けた支援を行うこと及び施設や病院等から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

## ⑤ 補装具の支給

身体の障害を補って、日常生活をしやすいするために必要な補装具を購入、または修理に必要な費用を支給する制度です。

※所得に応じて利用者負担の負担上限月額が設定されています。

- 義肢
- 装具
- 車いす 等



## 地域生活支援事業

障害のある方が必要な支援を地域の環境やニーズに応じ市町村や都道府県の創意工夫により行う事業です。利用者の方々の状況に応じた柔軟な支援は市町村が提供主体となりますが、より広域的な支援については都道府県が提供主体となります。

## ⑥ 地域生活支援

- 移動支援
- 意思疎通支援
- 地域活動支援センター
- 日常生活用具給付等
- 福祉ホーム
- 理解促進研修・啓発
- 相談支援
- 自発的活動支援
- 成年後見制度利用支援
- その他 等



項目	内容	手当・支給額	備考(手続きなど)
<p><b>1</b> 特別障害者手当</p> <p>身体障害者手帳 1～2級と同程度の 障害を有する方</p> <p><small>*障害程度認定基準(身体障害者手帳のおおむね1級または2級程度の異なる障害が重複している方など)に定める障害のある方。</small></p>	<p>身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に手当が支給されます。</p> <p>但し、所得制限があり、3ヶ月以上入院しているときなどは資格喪失となります。</p> <p>自治体が独自に右記の手当額(国)に加算しているところもあります。</p> <p><small>※給付を受ける対象、金額については各自治体により異なります。</small></p>	<p>月額 <b>26,620円</b> (国制度の手当額)</p>	<p>手続き ▶</p> <p>各市区町村役場 にお問い合わせ ください。</p>
<p><b>2</b> 児童扶養手当</p> <p>身体障害者手帳 1～2級</p>	<p>両親のどちらかが重度の障害を有し、18歳以下(児童に障害のある場合は20歳未満)の児童を養育している親または養育している方を対象に支給されます。</p> <p>手当額は所得により決まりますが、所得制限が設定されています。所得制限の額については扶養親族の人数により異なり、また控除される所得なども個々に異なりますので、詳しくは、各市区町村窓口にお問い合わせください。</p> <p><small>(参考) 所得制限(年収) 限度額(児童が1人の場合)</small> 全部支給：130万円未満 一部支給：365万円未満</p>	<p>月額 全部支給： <b>42,000円</b> 一部支給： <b>41,990円</b> <b>～9,910円</b></p> <p><small>※具体的な手当額は所得に応じて決まります。 児童2人目は上記金額に 月額5,000円 加算した金額 3人目からは1人につき 月額3,000円 加算した金額 (国制度の手当額)</small></p>	<p>手続き ▶</p> <p>各市区町村役場 にお問い合わせ ください。</p>
<p><b>3</b> 生活福祉資金 貸付制度</p> <p>身体障害者手帳 1～6級</p>	<p>人々に安定した生活を営んでもらうことを目的とした貸付制度で、低所得世帯及び高齢の方や障害のある方を含む世帯に対して資金の貸し付けと必要な援助指導が行われ、経済的自立を助けます。</p> <p><small>※ 貸付を受ける対象、金額については各自治体により異なります。</small></p>		<p>手続き ▶</p> <p>各市区町村役場 及び各市町村社 会福祉協議会に お問い合わせせ ください。</p>
<p><b>4</b> 障害年金</p>	<p>障害年金とは、病気やけがによって日常生活や就労が困難な状態となった方を対象とした公的年金です。</p> <p>国民年金からは「障害者基礎年金」、被用者年金(厚生年金・共済年金)からは、その加入者に対し「障害者基礎年金」に上乗せする「障害厚生年金(厚生年金)」または「障害共済年金(共済年金)」が支給される仕組みとなっています。</p> <p>「障害者基礎年金」は、1・2級<sup>(注)</sup>のみですが、「障害厚生年金」や「障害共済年金」には1・2・3級<sup>(注)</sup>及び年金を受けるよりも軽い障害が残った場合一時金として「障害手当金」があり、障害の程度によって決められています。</p> <p><small>注) 法令により定められた障害等級表によります。 ※障害等級3級で被用者年金加入の場合は、「障害厚生年金」または「障害共済年金」のみの支給となります。 ※いずれも、保険料納付要件を満たしていることが必要です。</small></p>	<p>障害基礎年金額</p> <p>障害等級1級： <b>975,100円</b>(年額) 障害等級2級： <b>780,100円</b>(年額)</p> <p><small>18歳未満の児童、20歳未満で障害等級1級または2級の障害者がいるとき、2人目の児童までは1人につき224,500円(年額)加算、3人目からは1人につき74,800円(年額)加算</small></p> <p>障害厚生年金/ 障害共済年金</p> <p><small>報酬比例年金のため、支給金額は受給者本人の平均標準報酬額と厚生年金または共済年金加入月数により異なります。</small></p>	<p>手続き ▶</p> <p>各市区町村役場 にお問い合わせ ください。</p> <p><small>※障害厚生年金の手続きについては日本年金機構の各年金事務所、年金相談センターに、また障害共済年金の手続きについては、各共済組合にお問い合わせください。</small></p>

## 障害基礎年金（国民年金）の受給資格

### 国民年金加入後に障害をうけた場合

国民年金に加入中、または加入していた方が65歳前に病気やけがで障害をうけたときで、障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、あるいはその期間内に症状が固定した日）に障害の程度が1級または2級の状態にある場合に支給されます。

### 国民年金加入前に障害をうけた場合

加入前の期間（20歳未満）に初診日がある病気やけがで障害をうけたときで、障害認定日以後20歳に達し、障害の程度が1級または2級の状態である場合に支給されます（本人の所得制限があります）。

## 障害厚生年金の受給資格

厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで障害をうけたときに支給されます。年金の額は、平均標準報酬額の金額と年金加入月数により異なります。手続きは日本年金機構の各年金事務所、年金相談センターにて行います。

## 障害共済年金の受給資格

共済組合員である期間中に初診日のある病気やけがで障害をうけたときに支給されます。支給額は平均標準報酬額と組合員であった期間の月数により異なります。手続きは各共済組合にて行います。

※平成27年10月より被用者年金が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されます。


住宅に関する援助	項目	内容	備考（手続きなど）
	<p><b>1</b> 公営住宅の優遇入居及び家賃減額</p> <p>身体障害者手帳 1～4級</p>	<p>地方自治体によっては公営住宅（都道府県または市区町村賃貸住宅）の入居における優遇措置及び住宅家賃の減額を行っているところもあります。</p> <p>※優遇・減額内容及び対象については各自治体により異なります。</p> 	<p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各市区町村役場にお問い合わせください。</p>
<p><b>2</b> 障害者住宅整備資金の貸付制度</p> <p>身体障害者手帳 1～6級</p>	<p>障害のある方のための住宅を自己資金で整備することが困難な方に対し、障害のある方の専用居室などを増改築、または改装するために必要な資金の貸し付けが行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付 ※対象：身体障害者手帳1～6級</li> <li>●都道府県または市区町村の高齢者・障害者住宅整備資金貸付 ※対象：身体障害者手帳1～4級（1～3級もしくは1～2級までが対象の地域もあります）</li> </ul> <p>など、さまざまな法人、自治体による制度があり、貸付を受ける対象、金額も異なることがあります。</p>	<p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各市町村社会福祉協議会及び各市区町村役場にお問い合わせください。</p>	

税の減免

項目	内容	控除額	備考(手続きなど)
<b>1</b> <b>所得税</b> 身体障害者手帳 1～6級	<b>障害者控除</b> 本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害のある方(3～6級)	課税対象の所得金額から27万円の控除	<b>手続き</b> ▶ 各税務署にお問い合わせください。
	<b>特別障害者控除</b> 本人、控除対象配偶者または扶養親族が特別障害のある方(1～2級)	課税対象の所得金額から40万円の控除	
	<b>同居特別障害者控除</b> 常に同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害のある方(1～2級)	課税対象の所得金額から75万円の控除	
<b>2</b> <b>住民税</b> 身体障害者手帳 1～6級	<b>障害者控除</b> 本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害のある方(3～6級)	課税対象の所得金額から26万円の控除	<b>手続き</b> ▶ 各市区町村役場にお問い合わせください。
	<b>特別障害者控除</b> 本人、控除対象配偶者または扶養親族が特別障害のある方(1～2級)	課税対象の所得金額から30万円の控除	
	<b>同居特別障害者控除</b> 常に同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害のある方(1～2級)	課税対象の所得金額から53万円の控除	
	<b>非課税</b> 納税義務者が障害のある方	前年の合計所得金額等が125万円以下の場合、非課税 <small>※給与所得者の場合は、年収204万4千円未満</small>	
	<b>減免</b> 納税義務者が障害のある方	前年の合計所得金額等が125万円を超え各自治体の決めた額以下の場合、税額の5割が免除 <small>※各自治体により実施の有無及び内容が異なります。</small>	
<b>3</b> <b>相続税</b> 身体障害者手帳 1～6級	<b>障害者控除</b> 財産の相続人が障害のある方(3～6級)	相続税額より次の金額が控除されます。 10万円×(85歳-相続開始時の年齢 <sup>注)</sup> )	<b>手続き</b> ▶ 各税務署にお問い合わせください。
	<b>特別障害者控除</b> 財産の相続人が特別障害のある方(1～2級)	相続税額より次の金額が控除されます。 20万円×(85歳-相続開始時の年齢 <sup>注)</sup> )	

注) 相続開始時の年齢で1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。

税の減免

項目	内容	備考(手続きなど)									
<b>4</b> <b>贈与税の非課税</b> 身体障害者手帳 1～2級	特別障害のある方が特別障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権 <sup>注</sup> の贈与を受ける場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を経由して特別障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額のうち、6,000万円までの金額については贈与税が課税されません。 <small>注)資産から発生する経済的利益を受け取る権利</small>	<b>手続き</b> ▶ 各税務署にお問い合わせください。									
<b>5</b> <b>自動車税(軽自動車税)及び自動車取得税の減免</b> 身体障害者手帳 1～6級	障害のある方のために利用される自動車について、一定の条件に該当する場合は自動車にかかる税金が減免されます。障害のある方1人につき1台の自動車に限られます。	<b>手続き</b> ▶ 各都道府県の自動車税事務所(軽自動車の場合は市区町村税務課)にお問い合わせください。									
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>障害のある方本人が運転する場合</td> <td>障害のある方の通院などのために、生計同一者または常時介護する方が運転する場合</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td></td> <td>1～2級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級</td> <td>1～3級</td> </tr> </table> ※上肢・下肢不自由のみ抜粋		障害のある方本人が運転する場合	障害のある方の通院などのために、生計同一者または常時介護する方が運転する場合	上肢不自由		1～2級	下肢不自由	1～6級	1～3級	
	障害のある方本人が運転する場合	障害のある方の通院などのために、生計同一者または常時介護する方が運転する場合									
上肢不自由		1～2級									
下肢不自由	1～6級	1～3級									
	各自治体により減免を受ける対象、金額が異なっており、お住まいの地域によっては対象が上記表とあてはまらないこともあります。										
<b>6</b> <b>預貯金・公債利子の非課税</b> 身体障害者手帳 1～6級	障害のある方の預貯金等の利子等が下記の場合、非課税となります。 ・預貯金、信託、公社債等元本の合計額350万円まで ・国債または地方債額面の合計額350万円まで <small>※郵政民営化前に非課税の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期(または解約)までの間、引き続き非課税とされます。</small> <small>※原則として、預入または購入等の都度「非課税貯蓄申込書」または「特別非課税貯蓄申込書」を証券業者や金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、この申告書を提出する際には、年金証書や身体障害者手帳など一定の確認書類を提示する必要があります。</small>	<b>手続き</b> ▶ 各金融機関または証券業者にお問い合わせください。									

その他の減免・免除

項目	内容	備考(手続きなど)
<b>1</b> <b>国民健康保険料の減免</b> 身体障害者手帳 1～6級	所得が基準以下で障害のある方の国民健康保険料が、申請することにより減免されることがあります。 <small>※減免を受ける対象、金額については各自治体により異なります。</small>	<b>手続き</b> ▶ 各市区町村役場にお問い合わせください。
<b>2</b> <b>NHK放送受信料の免除</b> 身体障害者手帳 1～6級	<b>全額免除</b> ・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯でかつ世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合 <b>半額免除</b> ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1～2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合 <small>※免除の適用を受ける場合は、免除申請手続きが必要です。</small>	<b>手続き</b> ▶ NHKの窓口にお問い合わせください。



## 1

JR各社・私鉄  
各社旅客運賃の  
割引身体障害者手帳  
1～6級

障害のある方が単独または介護者の方とともにJRをご利用の場合、以下の割引があります。なお、割引申し出の際は、各自治体で発行する身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載のあるものが必要となります。

	上肢不自由	下肢不自由
第1種身体障害者の方	1級、2級の1、2級の2	1級、2級、3級の1
第2種身体障害者の方	2級の3、2級の4、3級～6級	3級の2、3級の3、4級～6級

※上肢・下肢不自由のみ抜粋

対象	割引となる切符の種類	割引率	記事
介護者の方と一緒に利用する場合	第1種身体障害者の方と介護者の方	5割	●障害のある方と介護者の方は、同一区間の乗車券類が必要です。 ●割引となる介護者の方は1名です。 ●私鉄等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。但し、回数乗車券はJR線区間単独のみです。
	12歳未満の第2種身体障害者の方と介護者の方	5割	
障害のある方1人で利用する場合	第1種身体障害者の方	5割	●片道の営業キロが100キロを超える場合に限ります。 ●私鉄等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。
	第2種身体障害者の方		

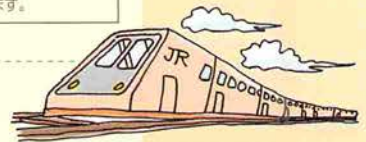
※割引内容に関しては、JR各社にお問い合わせください。

社鉄各社

私鉄各社

JR各社旅客運賃の割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。

※割引内容に関しては、私鉄各社にお問い合わせください。



## 手続き ▶

JR各社及び私鉄各社にお問い合わせください。

## 2

航空旅客運賃の  
割引身体障害者手帳  
1～6級

第1種身体障害者の方とその介護者の方(1名)または第2種身体障害者の方が定期航空路線の国内線(全区間対象)を利用する場合、航空旅客運賃が割引されます。

※割引内容に関しては、各航空会社にお問い合わせください。

※第1種・第2種とは、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載されている区分です。

## 手続き ▶

各航空会社にお問い合わせください。

## 3

タクシー料金の  
割引身体障害者手帳  
1～6級

障害のある方がタクシーを利用する場合、割引を受けることができます。

※割引については自治体やタクシー会社によって異なっており、身体障害者手帳を提示することで運賃が割引になる場合や「福祉タクシー利用券」の利用により割引になる場合などさまざまです。

※割引を実施していないタクシー会社もありますので、乗車する前にご確認ください。



## 手続き ▶

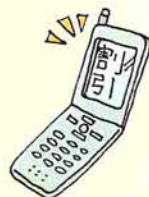
各タクシー会社または各市区町村役場にお問い合わせください。

## 4

携帯電話使用料  
の割引身体障害者手帳  
1～6級

月々の基本使用料、通信料及びメールなどの月額使用料金などが割引となります。

※割引内容に関しては、各携帯電話会社にお問い合わせください。



## 手続き ▶

各携帯電話会社にお問い合わせください。

項目	内容	備考(手続きなど)
<p><b>1</b> 身体障害者用の 自動車改造費の 助成</p> <p>身体障害者手帳 1～2級 *6級から助成を受けられる地域もあります。</p>	<p>特別障害のある方が就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の改造を必要とする場合、その改造に要する費用の一部が助成されます。</p> <p>●<b>所得制限があります。</b></p> <p>※事前申請・承認が必要となります。 ※助成を受ける対象、金額については各自治体により異なります。</p>	<p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各市区町村役場にお 問い合わせください。</p>
<p><b>2</b> 身体障害者自動 車運転免許取得 費の助成</p> <p>身体障害者手帳 1～4級 *6級から助成を受けられる地域もあります。</p>	<p>障害のある方が就労等のために自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得する場合に必要な費用の一部が助成されます。</p> <p>※助成を受ける対象、金額については各自治体により異なります。</p>	<p><b>経費の一部助成</b></p>  <p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各市区町村役場にお 問い合わせください。</p>
<p><b>3</b> 自動車購入資金 の貸付</p> <p>身体障害者手帳 1～6級</p>	<p>障害のある方またはその家族が、障害のある方の日常生活に必要な自動車を購入する場合、必要となる資金の一部につき低金利での貸し付けを受けることができます。</p> <p>※貸付を受ける対象、金額については各自治体により異なります。</p>	<p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各市区町村役場及び 各市町村社会福祉協 議会にお問い合わせく ださい。</p>
<p><b>4</b> 駐車禁止除外 指定車標章の交付</p> <p>身体障害者手帳 1～4級</p>	<p>障害により歩行が困難な方が現に使用中の車両について、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することで、道路標識等により駐車を禁止した場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されます。</p> <p>※交付を受ける対象、内容については地域により異なります。 ※車両を所有していない方でも除外の標章の交付が受けられます。 ※標章を受けている方がタクシーや他の方が運転する車両に乗車する場合にも除外の標章が使用できます。 ※車両を離れるときは、運転者の連絡先、または用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければなりません。</p>	<p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各所轄警察署にお問 い合わせください。</p>
<p><b>5</b> 有料道路通行料 金の割引</p> <p>身体障害者手帳 1～6級</p>	<p>障害のある方が自ら自動車を運転する場合、または第1種身体障害者の方が乗車し、その移動のために介護者の方が自動車を運転して有料道路を利用する場合に通行料金が割引されます。但し、対象自動車を事前に登録する必要があります。営業用の自動車は除外されます。</p> <p>※第1種身体障害者とは、身体障害者手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じです。</p>	<p><b>割引</b></p>  <p><b>手続き</b> ▶</p> <p>各市区町村役場にお 問い合わせください。</p>

# 4 介護保険制度

## 1 介護保険について

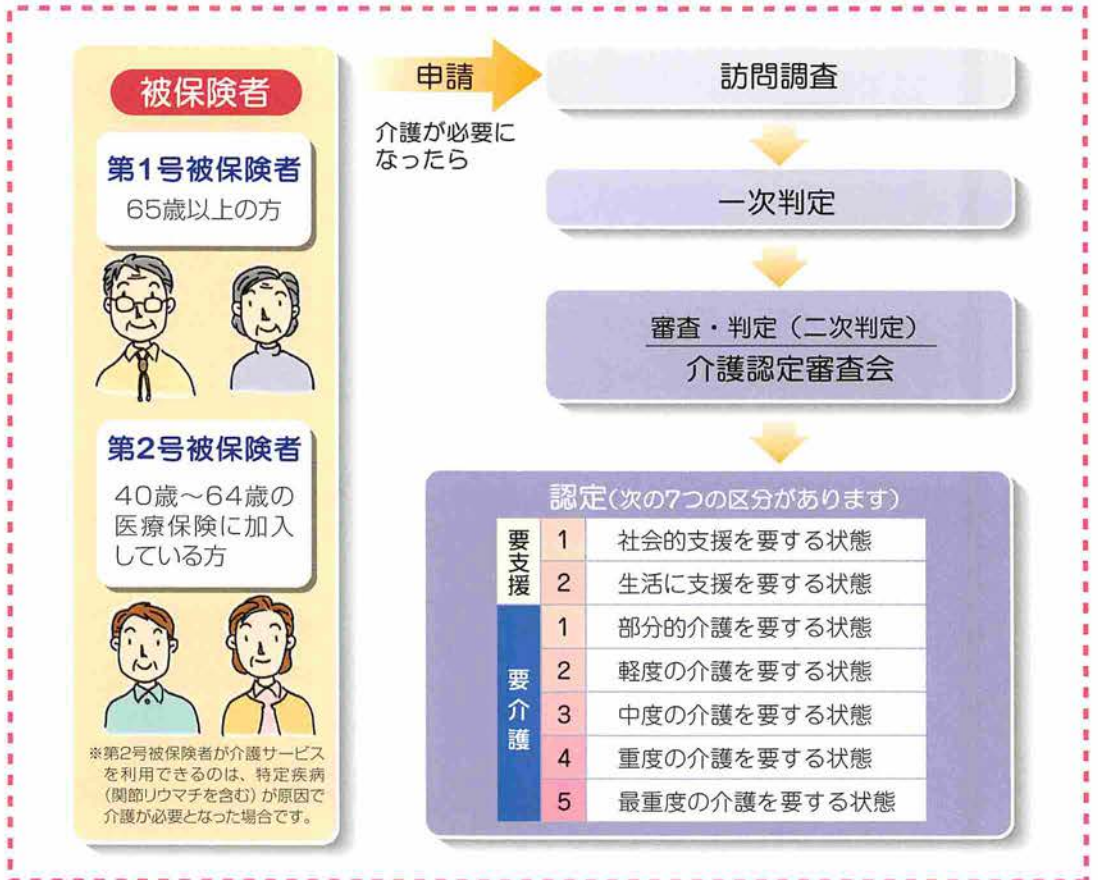
40歳以上の関節リウマチ患者さまは認定された支援・介護度（7つの認定区分に分かれる）に応じて介護サービス、介護予防サービスが受けられるようになります。サービスには在宅で受けることができる『在宅サービス』と住み慣れた地域での生活を支える『地域密着型サービス』、施設に入所して受ける『施設サービス』があります。

※認定された支援・介護度により利用できるサービスが異なり、決められた利用金額の範囲内で、利用した額の1割（平成27年8月より一定以上の所得のある65歳以上の方は2割）を患者さまが負担することになっています。ただし、決められた利用金額の範囲を超えた場合は、申請により「高額介護サービス費」として、この超えた部分に相当する額が給付されます。



在宅での介護サービスには福祉用具の貸与及び購入費の支給、住宅改修費の支給、訪問入浴介護、訪問介護（身体介護中心型、生活援助中心型他）、訪問・通所によるリハビリテーション、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスなどがあります。施設での介護サービスには介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの入所サービスやショートステイなどがあります。

**手続き** ▶ 各市区町村役場にお問い合わせください。



2 このような介護サービスが受けられます。

訪問介護

身体介護中心型

起床・就寝介助、入浴手洗い、  
衣服の交換、排せつ介助、おむつ交換、  
食事介助 など

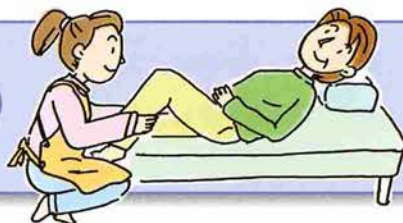
生活援助中心型

掃除、洗濯、食事の  
準備、調理、買い物  
など

通院等のための乗車または降車の介助



訪問リハビリテーション



訪問入浴介護 など

この他にもさまざまな種類があり、  
ケアプランによって受けられる  
サービス内容が異なります。



# 5 関節リウマチ患者さまが受けられる 医療・福祉・介護サービスのケーススタディー

身体障害者手帳6級保持の患者さまを例に、どのような医療・福祉・介護サービスが受けられるかを紹介します。

## 医療保険制度

- 高額療養費
- 傷病手当金
- 高額医療費貸付制度
- 高額介護合算療養費制度

## 身体障害者手帳保持による 医療・福祉サービス

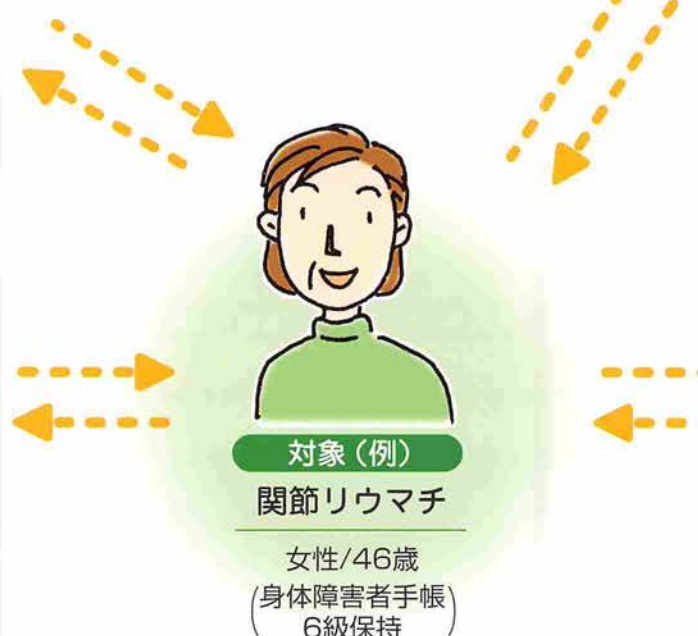
- 自立支援医療(更生医療)の給付

### 〈社会参加におけるサービス〉

- JR各社旅客運賃の割引
- 私鉄各社旅客運賃の割引
- 航空旅客運賃の割引
- タクシー料金の割引
- 携帯電話使用料の割引
- 自動車購入資金の貸付
- 有料道路通行料金の割引

### 〈税金及び公共料金の減免〉

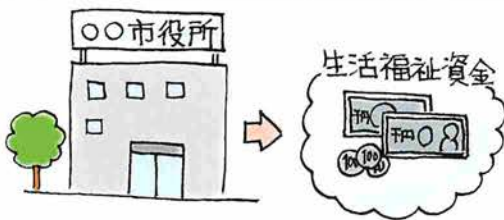
- 所得税の障害者控除
- 住民税の障害者控除
- 住民税の非課税または減免
- 相続税の障害者控除
- 自動車税及び自動車取得税の減免
- 預貯金・公債利子の非課税
- 国民健康保険料の減免
- NHK放送受信料の免除



上記の各種公的援助サービスは各地域の自治体により、条件や内容が異なります。またそれぞれの自治体によっ

## その他の制度

- 生活福祉資金貸付制度
- 医療費控除（確定申告）



## 介護サービス

### 〈障害者総合支援法（障害福祉サービスなど）〉

- 介護給付（居宅介護など）
- 訓練等給付（自立訓練など）
- 地域生活支援事業（移動支援など）
- 日常生活用具の給付
- 補装具の交付・修理
- 相談支援 など

### 〈介護保険制度〉

- 訪問介護  
（身体介護中心型、生活援助中心型  
通院等のための乗車または降車の介助  
ホームヘルプサービスなど）
- 訪問・通所によるリハビリテーション
- 通所介護（デイサービス）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 福祉用具の貸与及び購入費の支給
- 住宅改修費の支給
- 訪問入浴介護 など

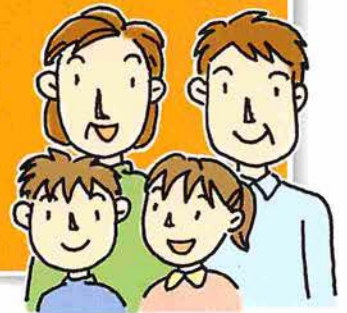
医療費に関しては、医療保険制度によるサービスが中心になりますが身体障害者手帳による医療サービスは6級の場合、自立支援医療（更生医療）の給付のみ利用可能です。

※2級（一部の地域では3級）以上の場合は、医療保険における自己負担額の一部助成を行うサービスなどがあります。

各種サービスに関しては、主に「障害者総合支援法（障害福祉サービスなど）」「介護保険制度」「身体障害者手帳保持による在宅サービス」と3つの事業によるサービスを受けることができます。利用するサービスの種類によっては優先される制度がありますので、どれを受けるかについては内容をよく確かめて、ソーシャルワーカー、ケアマネージャーまたは市区町村窓口の担当者によくご相談ください。

今回解説した医療・福祉制度などは、平成27年4月現在のものです。各制度は年度ごとの改定のほか、自治体により支給される金額や制度の利用条件などが異なることがありますので、各窓口の担当者とよくご相談ください。

快適な療養生活を送るためにも、制度をよく理解し、有効に活用しましょう。



て独自のサービスがある場合や、未実施の場合もありますのでご注意ください。



発行：田辺三菱製薬株式会社  
企画・制作：株式会社ライフメディコム